

# 2016年5月に成立した改正DC法の全体像を押さえる

本稿では、2016年5月24日に成立したDCの改正事項を「影響を受ける人ごと」に分けて解説していく。

ファイナンシャルウイスタム  
企業年金コンサルタント 山崎 俊輔



## 改正の背景・改正の概要

### 公的年金の引下げと引き換えに 老後資産形成支援策を拡充する

2 001年6月に成立し、同年10月よりスタートした確定拠出年金制度。2002年4月に始まった確定給付企業年金制度とともに、スタートしてから15年目を迎えた。新しい企業年金の受け皿とし

て期待された企業型確定拠出年金と確定給付企業年金は合計で1300万人以上が加入する制度に成長してきた。このうち、企業型確定拠出年金については550万人を超えてなお加入者の伸びは続いており、すでに中

小企業退職金共済の利用者数を上回っている(図表1)。

一方で、個人型確定拠出年金は2500万人以上の対象者がいるにもかかわらず、25万人程度の利用にとどまっており、利用率は1%に達していない。

今回の確定拠出年金法改正について、「個人型確定拠出年金制度のてこ入れ」あるいは「個人にとって魅力的な金融商品の創設」と考える人も多いだろう。しかし、その背景を探れば、企

### 全現役世代が利用できる 老後資産形成策がなかった

業年金制度の充実を図る社会保障審議会企業年金部会の議論を通じて進められたものだ。

公的年金制度の水準が引き下げられることを考えれば、退職金・企業年金制度の充実喫緊の政策課題である。その議論を通じて浮かび上がったのは、「すべての現役世代が利用できる老後資産形成支援策」が日本

にはないという事実だった。

OECDの資料によれば、諸外国の多くも公的年金水準の引下げが進んでおり、そのトレードオフとして私的な老後資産形成を支援する税制優遇策が講じられている。

日本にも働き方にかかわらず(あるいは働いていないかどうかにかかわらず)、老後資産形成

ができる税制優遇策が必要であるという意見で議論の方向は一致し、その具体的解決策として個人型確定拠出年金の拡充が提

言されることとなった。規制緩和や金融市場の活性化を目指す政府の議論も方向を同じくしており、税制改正大綱でこれを認め、法案が国会に提出

されることになったのである。そして、2016年5月24日、確定拠出年金改正法案が可決・成立し、6月3日に公布された。一部はすでに施行されているが、2017年1月をもって大きな改正が本格的にスタートする。それが「個人型確定拠出年金の加入者範囲の拡大」である。

## 影響1 新規に個人型DCの対象になる人

### 企業年金のある会社員や公務員 専業主婦もDCのメリットを享受

今 回の改正項目の中で、最も影響が大きいのは「個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大」だろう。これにより、確定拠出年金の税制メリットをすべての現役世代が享受できるようになる。

今までは、個人型確定拠出年金を利用できるのは国民年金保険料を納めている自営業者等(1

号被保険者)や、企業年金制度のない会社員に限られていた。

それが今回の法改正により、企業年金のある会社員、公務員、専業主婦等(国民年金の第3号被保険者)も個人型確定拠出年金に加入できるようになり、現役世代は原則として誰もが確定拠出年金の枠組みを利用できるようになる(図表2)。

### 個人型の仕組み自体は 改正による変更はない

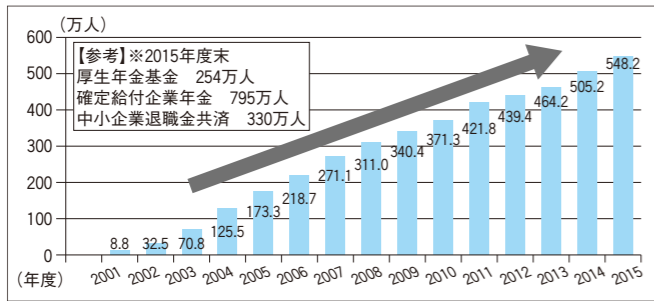
まず個人型確定拠出年金の概略について確認しておこう。

基本的な個人型確定拠出年金の枠組みは今回の法改正で変わったわけではない。

個人型確定拠出年金は国民年金基金連合会が主管しており、個人型確定拠出年金規約に基づき実施される制度である(規約は国が承認する)。

国の制度といっても、個人型確定拠出年金については運営管理機関ごとに異なる取扱商品を提供できるようにしている。加えて、事務手数料の体系などは各運営管理機関が独自に設定し、加入者に提示することが可能である。つまり、リスクを取った運用ができる投資信託を充実させている運営管理機関Aと、預貯金や安全性の高い投資信託を中心にラインナップした運営管理機関Bというような違いも

図表1 企業型確定拠出年金の加入者数の推移



厚生労働省HP資料から作成